

Do はぐマスター制度取扱要領

(第1条 目的)

この要領は、避難所運営ゲーム北海道版(以下「Do はぐ」という。)の普及を通じて、多くの道民が避難所運営を自分事として捉え、自らの備えや地域の防災対策の課題に気付くことにより、地域防災力の向上が図られるよう、Do はぐの知識を十分に得た人材の育成を目的に、次のとおり Do はぐマスターの資格認定及び登録に関する必要な事項を定める。

(第2条 定義)

Do はぐマスターとは、道が実施する Do はぐ講師養成研修会(以下「養成研修会」という。)を受講し、Do はぐの指導、普及啓発及び実践に十分な知識を有していると認められた者をいう。

(第3条 活動内容)

Do はぐマスターは、次の活動を行う。

(平常時)

学校や自主防災組織等が実施する Do はぐ研修会等の講師

(災害時)

避難所における主体的で適切な運営の実施

(第4条 対象者)

次に掲げる者のうち、道内に居住するもので、Do はぐマスター認定後、Do はぐ普及のため活動できるものとする。

- (1) 防災業務経験者(警察、消防、自衛隊、道、市町村、開発局、気象台など防災関係機関の経験者及び退職者)
- (2) 地域防災活動者(防災士、自主防災組織、町内会等で防災活動を行っている者等)
- (3) 避難所となることが想定される施設の管理運営に当たっている者等(防災担当者を含む)
- (4) その他地域防災のリーダーとして、意欲的に活動できる者

(第5条 認定の条件)

養成研修会を受講し、修了した者とする。

(第6条 登録)

道は、養成研修会受講者の受講内容を審査し、Do はぐマスターに相応しいと認められる者を登録する。

2 道は、養成研修会受講者から提出された Do はぐマスター登録申込書(様式 1)に基づき Do はぐマスター登録台帳(様式 2)を作成し、保管するものとする。

3 Do はぐマスター登録台帳に登録された者(以下「登録者」という。)は、転居等により前号の登録内容を変更する場合は、Do はぐマスター登録内容変更届出書(様式 3)により、遅滞なく道に届け出なければならない。

(第 7 条 認定)

道は、登録者に対して Do はぐマスター認定証(様式 4)を交付するものとする。

2 登録者は、認定証を紛失した場合は、遅滞なく道に報告しなければならない。

(第 8 条 登録者の公開)

道は、Do はぐマスター認定者名簿(様式 5)を作成し、ホームページにより地域住民、企業等へ情報提供し、Do はぐの普及を促進する。

なお、登録者の申出があった場合、全部又は一部の項目については、公開しないものとする。

(第 9 条 実施報告)

Do はぐの普及活動を行った Do はぐマスターは、道に対し、Do はぐマスター活動状況報告書(様式 6)により報告を行うこととし、道はその内容をホームページにおいて公開する。

(第 10 条 活動の経費)

原則としてボランティアによる活動とし、道からの活動経費は支給しない。

(第 11 条 登録の削除)

道は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を削除する。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 虚偽又は不正な事実に基づき登録したとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) Do はぐマスター登録削除申請書(様式 7)が提出されたとき
- (5) 道に著しく不利益を及ぼす行為があったとき

附則 この規則は、平成 29 年 7 月 5 日より施行する

Do はぐマスター登録申込書

平成 年 月 日

北海道知事 様

下記のとおり申し込みます。

記

【登録内容】

(ふりがな) 氏 名	()
主な職歴等	
年 齢	歳
生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日
住 所	〒 —
電話番号	() — —
E-mail	@

【道ホームページへの公表】

原則として、次の情報は公表します。

公表を希望しない場合は、□にチェックを入れてください。

- (1) 氏名 ☐
- (2) 主な職歴 ☐
- (3) 年齢 ☐
- (4) 顔写真 ☐
- (5) 市町村名 ☐

公表しない項目にチェック！

※「生年月日」・「住所」・「電話番号」・「E-mail」については公表いたしません。

※ 記載していただいた個人情報は、Do はぐマスター登録に係る業務以外では使用しません。

Doはぐマスター登録台帳

[illegible]

Doはぐマスター登録内容変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

登録番号 D- 号
住所 〒 -
氏名
連絡先 () - -

下記について変更願います。

記

1 氏名

2 住所 〒 -

3 電話番号 () - -

4 メールアドレス @

5 主な職歴等

※ 変更したい項目の番号を○で囲い、変更後の内容を記載してください。

(届出先)

札幌市中央区北3条西6丁目

総務部 危機対策課 北海道庁3階

TEL:011-204-5900 FAX 011-231-4314

●表面(ラミネート加工:名刺サイズ)

横 9.1 c m



写真
(3cm×2.5cm)

Doはぐマスター認定証

下記の者をDoはぐマスターに認定す
平成 年 月 日

Doはぐ 太郎

認定番号 D-1234567号

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

縦 5.5 c m

●裏面(ラミネート加工:名刺サイズ)

横 9.1 c m

本認定証は「Doはぐマスター」制度取扱要領に基づき
Doはぐマスターの認定者であることを証するものです。

万一、本証を紛失又は登録内容に変更がある場合は
下記あてお問い合わせください。

(問い合わせ先)
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁3階 危機対策課
TEL:011-204-5900 bousai22@pref.hokkaido.lg.jp

縦 5.5 c m

【認定番号の考え方】

D-	[12]	[34]	[567]
↑	↑	↑	↑
Doはぐの[D]	年度 (西暦)	管内	人数 (五十音)

(例)

「平成29(2017)年度」に「留萌振興局管内」で実施した
研修会に参加した者が、五十音で「20」番目だった場
合

認定番号 D-17-09-020-号

(管内コード)

空知	01
石狩	02
後志	03
胆振	04
日高	05
渡島	06
桧山	07
上川	08
留萌	09
宗谷	10
オホーツク	11
十勝	12
釧路	13
根室	14
本庁	00

Doはぐマスター認定者名簿

[illegible]

Doはぐマスター活動状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

登録番号 D- 号
住所 〒 -
氏名
連絡先 () - -

下記のとおり報告します。

記

活動日時	
活動内容	
その他	

※ Doはぐの活動を通して、印象に残ったことなどがあれば、記載してください。

(報告先)

札幌市中央区北3条西6丁目

総務部 危機対策課 北海道庁3階

TEL:011-204-5900 FAX 011-231-4314

Doはぐマスター登録削除申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住所 〒 ー
氏名
連絡先 () ー ー

下記について削除申請します。

記

1 登録番号 D- 号

2 削除理由
(30文字程度)

(申請先)
札幌市中央区北3条西6丁目
総務部 危機対策課 北海道庁3階
TEL:011-204-5900 FAX 011-231-4314